

警察署の管轄区域

名称及び位置	管轄区域
富山県入善警察署 富山県下新川郡入善町 栲山1385番地	下新川郡
富山県黒部警察署 富山県黒部市三日市 1524番地1	黒部市
富山県魚津警察署 富山県魚津市本江1000 番地	魚津市
富山県上市警察署 富山県中新川郡上市町 大坪5番地1	中新川郡
富山県滑川警察署 富山県滑川市加島町8 番地	滑川市
富山県富山中央警察署 富山県富山市赤江町5 番1号	<p>富山市のうち</p> <p>岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、西宮、東岩瀬町、東岩瀬村</p> <p>岩瀬高島町、高島町一丁目、高島町二丁目、千原崎、千原崎一丁目、千原崎二丁目、西宮町、蓮町一丁目から蓮町六丁目まで、森、森一丁目から森五丁目まで、森住町、森若町</p> <p>海岸通、銀嶺町、住友町、清風町、田畑、永久町、中田、中田一丁目から中田三丁目まで、晴海台、東富山寿町一丁目から東富山寿町三丁目まで、松浦町</p> <p>高来、古志町一丁目から古志町六丁目まで、辻ヶ堂、野田、浜黒崎、針日、日方江、平榎、横越</p> <p>楠木、小西、五本榎、下飯野、高島、手屋、道正、野中、野中新、針原中、針原中町、町袋、三上、宮条、宮園町、宮成、宮成新、宮町</p> <p>犬島一丁目から犬島七丁目まで、犬島新町一丁目、犬島新町二丁目、上野新、上野新町、下富居一丁目、下富居二丁目、城川原一丁目から城川原三丁目まで、高園町、豊丘町、豊島町、豊城新町、豊城町、豊田、豊田本町一丁目から豊田本町四丁目まで、豊田町一丁目、豊田町二丁目、豊若町一丁目から豊若町三丁目まで、水落、水落一丁目、米田、米田すずかけ台一丁目から米田すずかけ台三丁目まで、米田町一丁目から米田町三丁目まで</p> <p>つばめ野三丁目、四方、四方荒屋、四方一番町、</p>

四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方神明町、四方田町、四方西岩瀬、四方二番町、四方野割町、四方港町

今市、田尻、田尻西、田尻東、田尻南、寺島、利波、八町、八町北、八町中、八町西、八町東、八町南、百塚、松木、松木新、宮尾、八幡、山岸

金山新、金山新北、金山新桜ヶ丘、金山新中、金山新西、金山新東、金山新南、草島、新千原崎、古川

打出、打出新、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目、布目、布目北、布目西

水橋市江、水橋魚躬、水橋下段、水橋高月、水橋館町、水橋中村町、水橋町

水橋大町、水橋川原町、水橋山王町、水橋新保、水橋辻ヶ堂、水橋中町、水橋島等、水橋平榎、水橋町袋

水橋石政、水橋伊勢領、水橋開発町、水橋鏡田、水橋堅田、水橋上桜木、水橋上砂子坂、水橋狐塚、水橋小池、水橋恋塚、水橋五郎丸、水橋桜木、水橋下砂子坂、水橋下砂子坂新、水橋柳寺

水橋池田館、水橋池田町、水橋伊勢屋、水橋市田袋、水橋入江、水橋沖、水橋肘崎、水橋開発、水橋金尾、水橋金尾新、水橋柴草、水橋常願寺、水橋小路、水橋新堀、水橋高堂、水橋中村、水橋入部町、水橋番頭名、水橋二杉、水橋二ツ屋、水橋的場

水橋石割、水橋金広、水橋北馬場、水橋小出、水橋佐野竹、水橋清水堂、水橋上条新町、水橋専光寺、水橋大正、水橋高寺、水橋田伏、水橋中馬場、水橋平塚、水橋曲淵

安住町、一番町、越前町、大手町、桜町一丁目、桜町二丁目、新桜町、新総曲輪、総曲輪一丁目から総曲輪四丁目まで、西四十物町、西町、旅籠町、本丸、丸の内一丁目から丸の内三丁目まで

愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、牛島町、牛島本町一丁目、牛島本町二丁目、内幸町、木場町、神通本町一丁目、神通本町二丁目、神通町一丁目から神通町三丁目まで、新富町一丁目、新富町二丁目、宝町一丁目、宝町二丁目、舟橋今町、湊入船町、明輪町、安田町

磯部町一丁目、鹿島町一丁目、鹿島町二丁目、七軒町、芝園町一丁目から芝園町三丁目まで、諏訪川原一丁目から諏訪川原三丁目まで、土居原町、平吹町、舟橋北町、舟橋南町、安野屋町一丁目から安野屋町三丁目まで

荒町、今木町、蛭町、小島町、桜木町、桜橋通り、白銀町、新川原町、砂町、千歳町一丁目、千歳町二丁目、常盤町、豊川町、八人町、東田地方町一丁目、日之出町、本町

石倉町、梅沢町一丁目から梅沢町三丁目まで、太田口通り一丁目から太田口通り三丁目まで、上本町、小泉町（公安委員会規則で定める区域に限る。）、五

番町、山王町、三番町、辰巳町一丁目、辰巳町二丁目、中央通り一丁目から中央通り三丁目まで、堤町通り一丁目、堤町通り二丁目、中野新町一丁目、中野新町二丁目、西中野本町、西中野町一丁目、西中野町二丁目、古鍛冶町、星井町一丁目から星井町三丁目まで、南新町、南田町一丁目、南田町二丁目、室町通り一丁目、室町通り二丁目

相生町、磯部町二丁目から磯部町四丁目まで、千石町一丁目から千石町六丁目まで、長柄町一丁目から長柄町三丁目まで、西山王町、西田地方町一丁目から西田地方町三丁目まで、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、花園町一丁目から花園町四丁目まで、堀端町、桃井町一丁目、桃井町二丁目

泉町一丁目、泉町二丁目、稲荷園町、稲荷町一丁目から稲荷町四丁目まで、稲荷元町一丁目から稲荷元町三丁目まで、於保多町、北新町一丁目、北新町二丁目、館出町一丁目、館出町二丁目、千歳町三丁目、東田地方町二丁目、東町一丁目から東町三丁目まで、緑町一丁目、緑町二丁目、向川原町、柳町一丁目から柳町四丁目まで、弥生町一丁目、弥生町二丁目

旭町、大泉北町、大泉東町一丁目、大泉町三丁目、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、清水中町、清水町一丁目から清水町九丁目まで、西公文名町、元町一丁目

石金一丁目から石金三丁目まで、栄町一丁目から栄町三丁目まで、清水元町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、長江、長江一丁目から長江五丁目まで、長江新町一丁目から長江新町四丁目まで、長江東町一丁目から長江東町三丁目まで、長江本町、西長江一丁目から西長江四丁目まで、西長江本町、東石金町、不二越本町一丁目、不二越本町二丁目、不二越町、元町二丁目

赤江町、曙町、牛島新町、永楽町、奥井町、奥田寿町、奥田新町、奥田双葉町、奥田本町、奥田町、窪新町、窪本町、下奥井一丁目、下奥井二丁目、下新町、城北町、久方町、四ツ葉町

栗島町一丁目から栗島町三丁目まで、興人町、下赤江町二丁目、下新北町、下新西町、下新日曹町、下新本町、千代田町、中島一丁目から中島五丁目まで、松若町

新屋、飯野、上赤江、上赤江町一丁目、上赤江町二丁目、上富居、上富居一丁目から上富居三丁目まで、上富居新町、下赤江、下赤江町一丁目、下富居、新富居、千成町、鶴ヶ丘町、問屋町一丁目から問屋町三丁目まで、中富居、中富居新町、鍋田、富居栄町

綾田町一丁目から綾田町三丁目まで、荒川、荒川一丁目から荒川五丁目まで、荒川新町、一本木、上飯野、上飯野新町一丁目から上飯野新町五丁目まで、上庄町、経堂、経堂一丁目から経堂四丁目まで、経堂新町、金泉寺、新庄北町、新庄銀座一丁目から新

	<p>庄銀座三丁目まで、新庄本町一丁目から新庄本町三丁目まで、新庄町、新庄町一丁目から新庄町四丁目まで、双代町、田中町一丁目から田中町五丁目まで、手屋一丁目から手屋三丁目まで、常盤台、中野新、西新庄、向新庄、向新庄町一丁目から向新庄町八丁目まで</p> <p>朝日、荏原新町、大江干、大江干新町、大島一丁目から大島四丁目まで、金代、川原毛、栄新町、新金代一丁目、新金代二丁目、中間島、中間島一丁目、中間島二丁目、富岡町、日俣、開、藤木、藤木新、藤木新町、藤の木園町、藤の木台一丁目から藤の木台三丁目まで、本郷島、町新</p>
<p>富山県富山南警察署 富山県富山市蜷川123番地1</p>	<p>富山市のうち</p> <p>今泉西部町、掛尾栄町、掛尾町、上袋、黒瀬、黒瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、新根塚町一丁目から新根塚町三丁目まで、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二丁目、布瀬本町、布瀬町、布瀬町南一丁目から布瀬町南三丁目まで、根塚町一丁目から根塚町四丁目まで、二口町一丁目から二口町五丁目まで</p> <p>今泉、今泉北部町、大泉、大泉中町、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大町、小泉町（公安委員会規則で定める区域に限る。）、太郎丸、太郎丸本町一丁目から太郎丸本町四丁目まで、西大泉、東中野町一丁目から東中野町三丁目まで、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目</p> <p>上新保、上堀南町、下堀、堀、堀川本郷、堀川町、本郷新、本郷町</p> <p>秋吉、秋吉新町、公文名、高屋敷、天正寺、中市、中市一丁目、中市二丁目、山室</p> <p>中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台二丁目、流杉、西野新、東流杉、古寺、町村、町村一丁目、町村二丁目、山室荒屋、山室荒屋新町</p> <p>石屋、太田、太田南町、大場、大宮町、城村、城村新町、新名、関、中屋、西番、八川、横内</p> <p>赤田、黒崎、小杉、蜷川、布市、布市新町、二俣、二俣新町、八日町</p> <p>秋ヶ島、押上、上八日町、経田、栗山、才覚寺、新保、惣在寺、大利、塚原、任海、友杉、南央町、西荒屋、萩原、福居、別名、南栗山、南中田、吉倉</p> <p>青柳新、悪王寺、安養寺、石田、上野、上野寿町、江本、上熊野、上栄、経力、小中、島田、下熊野、杉瀬、千俵町、辰尾、珠泉西町、珠泉東町、林崎、牧田、南金屋、宮保、森田、吉岡、若竹町一丁目から若竹町六丁目まで</p> <p>青柳、大井、開発、上今町、上千俵町、上布目、月岡新、月岡西緑町、月岡東緑町一丁目から月岡東緑町四丁目まで、月岡町一丁目から月岡町七丁目まで、月見町一丁目から月見町七丁目まで、中布目、西黒牧、西田中、西福沢</p>

	<p>稲代、岩木、岩木新、牛ヶ増、春日、加納、上大久保、上二杉、笹津、下夕林、高内、長走、長附、西大沢、西塩野、八木山</p> <p>合田、塩、下大久保、神通、新村、中大久保、東大久保</p> <p>市場、大野、小黒、坂本、寺家、直坂、中野、野沢、二松、舟倉、舟新、松野、万願寺、南野田、横樋</p> <p>下伏、小羽、須原、葛原、土、長川原、根上</p> <p>赤倉、新町、安蔵、大山上野、大山北新町、大山松木、岡田、奥山、小原、隠土、上滝、河内、才覚地、手出、長瀬、中滝、中地山、中番、西小俣、東小俣、牧、水須、三室荒屋、文珠寺</p> <p>大栗、小原屋、上大浦、桑原、下大浦、下番、善名、田畠、津羽見、中大浦、花崎、馬瀬口、南大場</p> <p>石渕、馬瀬、大清水、大双嶺、大山布目、小佐波、小谷、折谷、榎ヶ原、小坂、下双嶺、砂見、瀬戸、千長原、長棟、日尾、東黒牧、東福沢、牧野</p> <p>有峰、小見、小見亀谷入会、小見和田入会、亀谷、中地山亀谷入会、原、本宮、和田</p> <p>芦生、庵谷、猪谷、今生津、岩稲、薄波、加賀沢、片掛、蟹寺、小糸、寺津、西笹津、楡原、布尻、東猪谷、伏木、舟渡、町長、吉野、割山</p>
富山県富山西警察署 富山県富山市婦中町宮ヶ島229番地1	富山市のうち 富山県富山中央警察署及び富山県富山南警察署の管轄区域を除く区域
富山県射水警察署 富山県射水市今井170番1	射水市（伏木港の内港の水面及び川口宮袋入会地のうち庄川の中央から西側にわたる地域を除く。） 高岡市うち 石丸、金屋、上牧野、下牧野、中曾根、姫野、放生津、堀岡又新
富山県高岡警察署 富山県高岡市あわら町1番5号	高岡市のうち 富山県射水警察署の管轄区域を除く区域 射水市のうち 伏木港の内港の水面及び川口宮袋入会地のうち庄川の中央から西側にわたる地域
富山県氷見警察署 富山県氷見市窪300番地	氷見市
富山県砺波警察署 富山県砺波市春日町1番21号	砺波市
富山県南砺警察署 富山県南砺市荒木1008番地	南砺市
富山県小矢部警察署 富山県小矢部市小矢部町6番5号	小矢部市

備考 この表に掲げる市町村内の町又は字の名称に変更があつた場合の当該町又は字を管轄する警察署の管轄区域については、この表が改正されるまでの間は、なお従前のと

おりとする。

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）から一部抜粋  
（最終改正 令和2年11月24日）